

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 2 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会 議 案

目 次

議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	4
3	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	5
4	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	6
5	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算	7
6	令和2年度小樽市水道事業会計補正予算	9
7	令和2年度小樽市下水道事業会計補正予算	10
8	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	11
9	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案	12
10	小樽市教育山林基金条例の一部を改正する条例案	13
11	小樽市債権管理条例等の一部を改正する条例案	14
12	小樽市旅館業法施行条例及び小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案	16
13	小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案	18
14	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	20
15	工事請負変更契約について	22
16	公の施設の指定管理者の指定について	23
17	公の施設の指定管理者の指定について	24
18	公の施設の指定管理者の指定について	25
19	公の施設の指定管理者の指定について	26
20	公の施設の指定管理者の指定について	27
21	公の施設の指定管理者の指定について	28
22	公の施設の指定管理者の指定について	29

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,617 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,947,662 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表 市債補正」による。

令和 2 年 12 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 25,969,973	千円 113,660	千円 26,083,633
	1 国庫負担金	10,411,364	83,869	10,495,233
	2 国庫補助金	15,535,281	29,791	15,565,072
18 道支出金		3,640,886	36,449	3,677,335
	1 道負担金	2,888,849	34,841	2,923,690
	2 道補助金	518,229	1,608	519,837
20 寄附金		69,616	51,615	121,231
	1 寄附金	69,616	51,615	121,231
21 繰入金		1,717,090	53,293	1,770,383
	2 基金繰入金	1,652,659	53,293	1,705,952
24 市債		5,254,894	△54,400	5,200,494
	1 市債	5,254,894	△54,400	5,200,494
歳入合計		73,747,045	200,617	73,947,662

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		2,477,964	110,063	2,588,027
	1 総 務 管 理 費	2,158,628	110,063	2,268,691
3 民 生 費		36,922,210	112,739	37,034,949
	1 社 会 福 祉 費	23,567,623	99,484	23,667,107
	5 民 生 施 設 費	152,558	13,255	165,813
4 衛 生 費		5,067,904	17,071	5,084,975
	2 保 健 所 費	752,482	17,071	769,553
7 商 工 費		4,223,820	△16,109	4,207,711
	1 商 工 費	4,223,820	△16,109	4,207,711
8 土 木 費		5,624,045	205	5,624,250
	5 住 宅 費	38,638	205	38,843
9 消 防 費		1,098,723	29,710	1,128,433
	1 消 防 費	1,098,723	29,710	1,128,433
10 教 育 費		3,647,911	△71,973	3,575,938
	1 教 育 総 務 費	112,838	450	113,288
	2 小 学 校 費	1,373,605	△46,535	1,327,070
	3 中 学 校 費	1,071,370	△26,888	1,044,482
	5 社 会 教 育 費	530,737	1,000	531,737
13 職 員 給 与 費		8,675,308	18,911	8,694,219
	1 職 員 給 与 費	8,675,308	18,911	8,694,219
歳 出 合 計		73,747,045	200,617	73,947,662

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	宿泊施設誘客促進追加事業費補助金	千円 35,000
消防費	消防費	消防職員感染症対策防寒衣整備事業費	11,155
		感染防止施設整備事業費	15,500

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
		千円
外局内線電話通信設備改修事業費	令和3年度	23,000
身体障害者福祉センター管理代行業務費	令和3年度から令和7年度まで	113,090
高齢者生きがい対策費(ふれあいパス事業費)	令和3年度	134,710
銭函市民センター管理代行業務費等	令和3年度から令和7年度まで	32,000
夜間急病センター管理代行業務費	令和3年度	186,500
事業内職業訓練センター管理代行業務費	令和3年度から令和7年度まで	6,665
鯉御殿管理代行業務費等	令和3年度から令和7年度まで	32,876
臨時市道整備事業費	令和3年度	70,000
スクールバス運行経費(銭函小・張碓小・長橋小)	令和3年度	40,000
水泳教室開催経費	令和3年度	8,936

第4表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
防災対策事業費	千円 261,400	千円 207,000

令和 2 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 205 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 817,581 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 11,791	千円 205	千円 11,996
	2 一般会計繰入金	8,220	205	8,425
歳入合計		817,376	205	817,581

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		千円 541,445	千円 205	千円 541,650
	1 住宅管理費	541,445	205	541,650
歳出合計		817,376	205	817,581

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
市営住宅管理代行業務費等	令和3年度から 令和7年度まで	千円 443,356

令和 2 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,668 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,978,580 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 3,813,428	千円 3,850	千円 3,817,278
	2 国庫補助金	1,312,748	3,850	1,316,598
6 繰入金		2,384,170	3,818	2,387,988
	1 一般会計繰入金	2,384,170	3,818	2,387,988
歳 入 合 計		14,970,912	7,668	14,978,580

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 290,984	千円 7,668	千円 298,652
	1 総務管理費	152,889	7,668	160,557
2 保険給付費		13,640,726	—	13,640,726
	1 介護サービス等諸費	13,095,020	△25,000	13,070,020
	3 高額介護サービス等費	375,773	25,000	400,773
歳 出 合 計		14,970,912	7,668	14,978,580

令和 2 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 418 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 259, 681 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金 〔従来の2款を3款に改め、以下順次繰り下げる。〕		千円 —	千円 418	千円 418
	1 国庫補助金	—	418	418
歳 入 合 計		2,259,263	418	2,259,681

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 80,748	千円 418	千円 81,166
	1 総務管理費	73,932	418	74,350
歳 出 合 計		2,259,263	418	2,259,681

令和 2 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間入院患者数	98,550 人
(3) 年間外来患者数	174,474 人
(4) 一日平均入院患者数	270 人
(5) 一日平均外来患者数	718 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器購入費等 535,771 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	12,210,062 千円	△2,441,905 千円	9,768,157 千円
第 1 項 医業収益	11,113,673 千円	△2,623,000 千円	8,490,673 千円
第 2 項 医業外収益	772,895 千円	178,095 千円	950,990 千円
第 3 項 附帯事業収益	103,294 千円	3,000 千円	106,294 千円
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	12,689,310 千円	△782,767 千円	11,906,543 千円
第 1 項 医業費用	11,996,947 千円	△729,667 千円	11,267,280 千円

第2項 医業外費用 356,479千円 △56,100千円 300,379千円

第3項 附帯事業費用 110,306千円 3,000千円 113,306千円

第4条 予算第4条本文括弧書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	923,402千円	1,692,362千円	2,615,764千円
第1項 企業債	300,000千円	1,681,000千円	1,981,000千円
第3項 道補助金	91,071千円	11,362千円	102,433千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,188,818千円	12,292千円	1,201,110千円
第1項 建設改良費	524,409千円	11,362千円	535,771千円
第3項 長期貸付金	18,720千円	930千円	19,650千円

第5条 予算第5条の表中

起債の目的	限度額	起債の目的	限度額
	千円		千円
医療機器 整備事業費	300,000	医療機器 整備事業費	300,000
		特別減収 対策企業債	1,681,000

を 〃 に改める。

第6条 予算第8条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	6,092,629千円	△104,000千円	5,988,629千円

第7条 予算第10条中「3,218,533千円」を「2,601,433千円」に改める。

令和2年12月2日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市水道事業会計予算第 5 条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築設備事業費	令和 3 年度	千円 60,000
加圧ポンプ式給水タンク車購入事業費	令和 3 年度	22,000
配水管整備事業費	令和 3 年度	77,000

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 2 年度小樽市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,195,499 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,095,499千円」に、「減債積立金85,521千円」を「減債積立金134,744千円」に、「当年度分損益勘定留保資金972,947千円」を「当年度分損益勘定留保資金823,724千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	2,193,206千円	100,000千円	2,293,206千円
第 1 項 企 業 債	868,600千円	100,000千円	968,600千円

第 3 条 予算第 5 条の表中

起債の目的	限度額		起債の目的	限度額
	千円			千円
下水道事業費	800,700	を	下水道事業費	800,700
下水道事業債 (特別措置分)	77,900		資本費平準化債	100,000
			下水道事業債 (特別措置分)	77,900

に改める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例

小樽市事務分掌条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号コ中「石狩湾新港管理組合」を「防災」に改め、同条第 2 号オを削り、同条第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

(5) 福祉保険部

ア 社会福祉（他の部の所管に属するものを除く。）についてのこと。

イ 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療及び介護保険についてのこと。

(6) こども未来部

ア 子育て支援についてのこと。

イ 医療費の助成（他の部の所管に属するものを除く。）についてのこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（小樽市子ども・子育て会議条例の一部改正）

2 小樽市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部」を「こども未来部」に改める。

(小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

- 3 小樽市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年小樽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「医療保険部」を「福祉保険部」に改める。

(小樽市福祉に関する事務所設置条例の一部改正)

- 4 小樽市福祉に関する事務所設置条例（昭和59年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小樽市福祉事務所設置条例

第1条中「福祉に関する事務所」を「小樽市役所に、小樽市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 福祉事務所は、小樽市事務分掌条例（昭和48年小樽市条例第36号）第2条に規定する福祉保険部及びこども未来部により組織する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、福祉部及び医療保険部を廃止し、こども未来部及び福祉保険部を新設するなどの組織改革を行うとともに、関係条例の整備等所要の改正を行うためであります。

小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市山林基金条例の一部を改正する条例

小樽市山林基金条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 2 号）の一部を次のように
改正する。

別表中

「	小樽市奥沢 5 丁目 1 5 3 番 1	」	9 3 , 4 8 7	」
---	----------------------	---	-------------	---

を

「	小樽市奥沢 5 丁目 1 5 3 番 1	」	9 3 , 4 0 7	」
	小樽市奥沢 5 丁目 1 5 3 番 4 0		7 9	」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、北海道新幹線建設に伴い、奥沢 5 丁目所在の山林の一部に区分地上権を設定する目的で山林を分筆したことにより、その所在地及び地積を変更するためであります。

小樽市教育山林基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市教育山林基金条例の一部を改正する条例

小樽市教育山林基金条例（昭和 4 2 年小樽市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「勇払郡穂別町字富内 6 番」を「勇払郡むかわ町穂別富内 6 番」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市町村合併による町名変更に伴い、山林の所在地の表記を変更するためであります。

小樽市債権管理条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市債権管理条例等の一部を改正する条例

(小樽市債権管理条例の一部改正)

第 1 条 小樽市債権管理条例（平成 3 0 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(小樽市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 小樽市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項中「よる」を「より」に、「納付を猶予した期間」を「徴収を猶予した期間（付則第 4 条において「徴収猶予期間」という。）」に改める。

付則第 4 条中「延滞金」の次に「（徴収猶予期間に係る延滞金を除く。）」を加え、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付

割合をいう。以下同じ。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第24条第1項に規定する延滞金（徴収猶予期間に係る延滞金に限る。）の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該猶予特例基準割合とする。

（小樽市介護保険条例の一部改正）

第3条 小樽市介護保険条例（平成12年小樽市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「猶予した期間」の次に「（附則第7条において「徴収猶予期間」という。）」を加える。

附則第7条中「延滞金」の次に「（徴収猶予期間に係る延滞金を除く。）」を加え、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金（徴収猶予期間に係る延滞金に限る。）の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該猶予特例基準割合とする。

（小樽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 小樽市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小樽市条例第12号）

の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（小樽市水洗便所等改造資金貸付条例の一部改正）

第5条 小樽市水洗便所等改造資金貸付条例(昭和45年小樽市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「貸付」を「貸付け」に改める。

第4条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第1項中「貸付ける」を「貸し付ける」に改め、同条第2項本文中「前項の」の次に「規定による」を加え、「貸付けた」を「貸し付けた」に、「50箇月」を「50か月」に、「15箇月」を「15か月」に改め、同項ただし書中「繰り上げ償還」を「繰上償還」に改める。

第4条の2第2項本文中「資金貸付」を「資金貸付け」に、「管理者」を「、管理者」に改める。

第5条第1項及び第6条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第7条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「申請があつた」を「規定による申請があつた」に、「貸付の」を「貸付けの」に改める。

第8条中「貸付」を「貸付け」に、「直ちに」を「、直ちに」に、「届出」を「届け出て」に改める。

第9条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸付の」を「貸付けの」に、「一」を「いずれか」に、「取消し」を「取り消し」に改め、同条第2号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第10条中「第8条」を「、第8条」に改める。

第11条中「貸付を」を「貸付けを」に、「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に、「貸付金の償還に」を「、貸付金の償還に」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の小樽市債権管理条例附則第2項の規定、第2条の規定による改正後の小樽市国民健康保険条例付則第4条の規定、第3条の規定による改正後の小樽市介護保険条例附則第7条の規定、第4条の規定による改正後の小樽市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定及び第5条の規定による改正後の小樽市水洗便所等改造資金貸付条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正により、地方税の延滞金等の特例基準割合の見直しが行われたことに準じ、当該割合を規定している条例の整備を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市旅館業法施行条例及び小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市旅館業法施行条例及び小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(小樽市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 小樽市旅館業法施行条例（平成 1 2 年小樽市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号ウ中「気泡発生装置、シャワー設備」を「気泡発生装置等（気泡発生装置）」に、「設備には」を「設備（シャワーを除く。）をいう。第 6 号において同じ。）には」に改め、同号に次のように加える。

エ 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。

オ 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。

第 8 条第 6 号中「連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置及び気泡発生装置等」を「浴場及びその設備」に改め、同号イ中「ろ過装置」の次に「、循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）及び水位計配管（水位計に接続する配管をいう。）」を

加え、同号ウ中「の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにする」を「にあっては、次の措置を講ずる」に改め、同号ウに次のように加え、同号ウを同号カとする。

(ア) 1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(イ) 空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。

第8条第6号イの次に次のように加える。

ウ シャワーにあっては、次の措置を講ずること。

(ア) その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

(イ) 1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。

エ 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。

オ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）及び調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。）を1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

（小樽市公衆浴場法施行条例の一部改正）

第2条 小樽市公衆浴場法施行条例（平成12年小樽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる設備については、当該設備の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずること。

ア 連日使用型循環浴槽水（24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。次条第2号及び第3号において同じ。）を用いる浴槽及び気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。同号及び同条第4号において同じ。） 1週間に1回以上清掃し、及び

消毒すること。

イ 浴槽水のろ過装置、循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）及び水位計配管（水位計に接続する配管をいう。） 1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

ウ シャワー 1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。

エ 集毛器 毎日清掃し、及び消毒すること。

オ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）及び調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。） 1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

第9条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「を守るように努めなければ」を「に適合するよう管理しなければ」に改める。

第10条第3号中「気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備」を「気泡発生装置等」に改め、同条第4号中「土ぼこり」の次に「、浴槽水等」を加え、同条中第17号を第20号とし、第14号から第16号までを3号ずつ繰り下げ、同条第13号中「12歳」を「家族ぶろを除き、10歳」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第7号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。

(8) 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。

(9) シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

第 1 1 条各号列記以外の部分中「第 1 6 号」を「第 1 9 号」に、「各号」を「基準」に改め、同条第 1 号中「、サウナ設備、砂ぶろ、ぬかぶろ等のほか」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、厚生労働省が定める旅館業及び公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に伴い、浴室設備の消毒を行う頻度等の衛生管理基準を見直すとともに、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げるほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例

小樽市道路占用条例（昭和 2 8 年小樽市条例第 2 7 号）の一部を次のように
改正する。

別表占用料の欄中

8 7 7
1, 3 9 7
1, 9 2 5
8 1 2
1, 3 0 7
1, 8 2 5
6 5
8
4
6 3 7
4 2 7
1, 2 7 7
5 4 5
4 9 5

7 5 4
1, 1 9 4
1, 6 5 0
6 9 4
1, 1 1 4
1, 5 5 0
5 8
6
3
5 7 4
3 7 4
1, 1 5 4
4 9 0
4 9 5

3, 7 7 5
6 3 8
1, 2 7 7
4 0
4 2
6 4
8 5
1 6 3
1 7 0
4 0 7
4 2 7
8 5 0
2 9
3 1
4 7
6 3
1 2 0
1 2 7
2 9 9
3 1 9
6 3 6

を

3, 1 5 0
5 7 6
1, 1 5 4
3 2
3 6
5 6
7 5
1 3 6
1 5 0
3 3 4
3 7 4
7 5 0
2 5
2 9
4 4
6 0
1 0 7
1 2 1
2 6 2
3 0 2
6 0 7

に、

1, 2 7 7

1, 1 5 4

2, 4 0 7
1, 2 6 5
1, 2 7 7
3 7
3 7 7
3 7 7
2, 6 4 2
3, 7 7 5
1, 0 0 7
5 0 3
3 7
3 7 7
3 7
3 7 7
3, 7 7 5
1, 8 8 2
3 7 7

を

1, 9 1 4
1, 0 3 0
1, 1 5 4
3 0
3 1 4
3 1 4
2, 2 0 4
3, 1 5 0
9 1 4
4 5 6
3 0
3 1 4
3 0
3 1 4
3, 1 5 0
1, 5 6 4
3 1 4

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る道路
占用料について適用し、同日前における占用に係る道路占用料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、第1種電柱等の道路占用料を減額改定するため
であります。

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例

小樽市火災予防条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 6 4 条第 1 0 号」を「第 6 4 条第 1 1 号」に改める。

第 1 5 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「、電気」を「、電気自動車等（電気）」に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 1 2 号において同じ。）をいう」を加え、「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に改め、同項中第 1 4 号を第 1 8 号とし、第 1 3 号を第 1 7 号とし、同項第 1 2 号中「第 8 号及び第 9 号」を「次」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第 1 6 号とする。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 1 5 条の 2 第 1 項中第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 3 号を加え

る。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部品をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、次によること。

ア 当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

イ 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第15条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部がないものに面するときは、この限りでない。

第21条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第40条第3項中「各号」を「当該各号」に改める。

第64条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第15条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するとともに、火災予防上必要となる措置を追加するほか、所要の改正を行うためであります。

工事請負変更契約について

(仮称) 消防署手宮支署新築工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 (仮称) 消防署手宮支署新築工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 4 億 3, 5 6 0 万円
 変 更 後 4 億 3, 7 4 3 万 7, 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
 阿部・福島・西條共同企業体
 代表者
 阿部建設株式会社

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市鯉御殿
- 2 指定する法人等の名称 株式会社小樽水族館公社
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）
- 2 指定する法人等の名称 協和総合管理株式会社
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市事業内職業訓練センター
- 2 指定する法人等の名称 小樽地方職業訓練協会
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市銭函市民センター
- 2 指定する法人等の名称 小樽市銭函連合町会
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市身体障害者福祉センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽身体障害者福祉協会
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市夜間急病センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽市医師会
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

公の施設の名称	指定する法人等の名称	指定期間
銭函住宅集会所	銭函住宅集会所管理委員会	令和 3 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
桜東住宅会館	桜東住宅会館管理委員会	
桜 E 住宅集会所	桜 E 住宅集会所管理委員会	
若竹住宅集会所	若竹住宅集会所管理委員会	
勝納住宅集会所	勝納住宅集会所管理委員会	
松ヶ枝 A 住宅集会所	松ヶ枝 A 住宅集会所管理委員会	
入船住宅集会所	入船住宅集会所管理委員会	
最上 A 住宅集会所	最上 A 住宅集会所管理委員会	
緑 A 住宅集会所	緑 A 住宅集会所管理委員会	
手宮公園住宅会館	手宮公園住宅会館管理委員会	
祝津住宅かもめ会館	祝津住宅かもめ会館管理委員会	

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から38年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定され、2020年10月24日に、この条約を批准した国が50か国に達した。条約の規

定により、90日後の2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効することが確定した。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。

(3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。